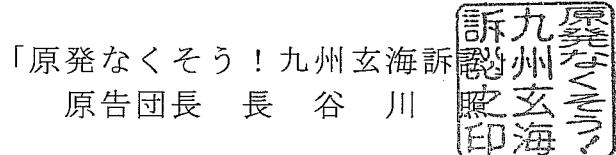


原子力災害対策に関して、小城市の回答に対する見解

2013年11月18日



1 私たち「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団は、平成25年10月7日、小城市に対し、原子力災害対策に関する質問状を提出し、小城市からは同月21日付で回答を得ました。

最初に、私たちは、小城市職員の方々が大変な労力と時間をかけて原子力災害対策計画を策定されていることに敬意を表し、私たちの突然の質問状提出にもかかわらずご回答いただいたことに感謝します。

しかし、私たちは、小城市的策定する原子力災害対策では、過酷事故が起きた際の住民の生命・身体の安全を確保することは到底不可能であると言わざるを得ません。

その主な理由は次のとおりです。

2 第1に、放射性物質が小城市に飛散する可能性があるにもかかわらず、小城市は避難計画を策定していません（小城市回答2・2ページ）。

平成25年10月27日、私たちは玄海原子力発電所近くの波戸岬海浜公園海のトリムから500個の紙風船を飛ばし、仮に原発事故が起きたら放射性物質がどのように飛散するのか調査しました。風船を飛ばして約3時間半後、佐賀県杵島郡江北町で風船が複数発見されました（別紙資料）。このことは、仮に原子力発電所で事故が起きた場合には放射性物質が小城市にまで到達することを示しています。

したがって、小城市としては、玄海町及び唐津市からの避難者の受け入れだけでなく、小城市民の避難体制（しかも玄海町及び唐津市からの避難者も加わる）も整備する必要があります。

しかし、小城市はその計画を立てられていません。

もっとも、小城市に一方的に責めを負わせることは酷です。なぜならば、小城市は、30km圏外であることから期せずして避難先として白羽の矢が当たったものであり、突如として、他の30km圏外の市町村に先駆けて、原子力災害対策計画の策定に追われることとなったからです。

それに、原子力災害の被害は極めて広域に及ぶことから、小城市にのみ避難計画策定の責任を負わせることは、小城市にとって大変な負担です。

そこで、佐賀県や国の責任が非常に大きなものといえます。

実際、小城市は「市域で避難が必要になった場合は、県において必

要な調整を行うこととされています」「市としては、県と連絡・調整を行ながら対応していきたい」と説明しており（小城市回答2・2ページ）、佐賀県の対応を期待しています。しかし、佐賀県は「UPZ区域外における原子力災害対策については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針において検討課題としている、プルームの影響を考慮したPPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）の導入に関する検討結果の提示を待って、対応を検討するものとする。」としており（佐賀県地域防災計画第4編第1節第4項3）、国の対応を期待しています。しかし、国は未だ何ら実効的な避難計画を示していません。

このように、実際に起こり得る可能性のある事態（小城市への放射性物質飛散）に対して、国も佐賀県も何ら対策を示せず、そのために小城市も対策をとれずにいます。これでは、原子力災害が起きた際に備えるべき対策として不十分です。

3 第2に、小城市的受入れ体制が万全ではありません。

小城市は玄海町及び唐津市の住民約2万5000人の受入れを想定していますが、水や食料等の非常備蓄はされないようです（小城市回答1・1ページ）。人口約4万6000人の小城市に（小城市ホームページ）、人口の半分以上の2万5000人が押し寄せる事態となれば、水の確保だけでも相当な困難が伴うと考えられます。なお、小城市は荒谷ダムを水源の一つとしていますが、仮に放射性物質が荒谷ダムを汚染すれば、水源を失うことになります。その場合、外部から水を確保しなければなりませんが、約5万人分もの水の確保が困難なことは明らかです。

福島第一原子力発電所の事故では、避難中に亡くなった方が少なくありません。小城市的受入れ体制をみるに、仮に玄海原子力発電所で事故が起これば、同じことが佐賀県でも繰り返されることになると思われます。

次に、受け入れを円滑に行うためには、小城市民への告知も重要ですが、小城市自身が「市民への告知は十分ではないものと考えています。」と述べています（小城市回答4・4ページ）。

4 第3に、指揮命令系統が不明確です。

避難等の対応について、佐賀県は「屋内退避や避難指示は、国や県の指示、又は市町の判断により、市町長が出すこととしています。」と説明しています（平成25年8月2日付佐賀県回答）。この回答からは、市町長に判断が委ねられる場合があり得ることがわかります。しかし、一方で、小城市は「市で避難等の対応が必要となった場合は、基本的に国や県の指示を受けて、市が住民へ避難等の指示を発令し」と説明しており（小城市回答5・4ページ）、小城市自身が判断することを想

定していません。これでは、国や佐賀県、小城市のいずれが判断主体なのか不明確ですから、仮に原子力災害が起きた際には、混乱が起こることは必至です。最悪の場合は、国、佐賀県が小城市に対して避難命令発動の責任を負わせることすら考えられます。

5 第4に、放射性物質の除染の問題があります。

避難者の受入れを行う以上、避難者や避難者の持ち込む物品の除染の問題は避けられません。しかし、小城市には独自に除染を行うための体制がありません（小城市回答3・3ページ）。

除染の体制の未整備は、国に責任があります。

なぜならば、佐賀県は、除染について、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考に実施すると定め（佐賀県地域防災計画第4編第4節第5項）、放射性物質の付着した廃棄物の処理については「県、国、玄海町、関係周辺市及びその他市町並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。」と定めています（佐賀県地域防災計画第4編第4節第5項）。このことから佐賀県が国の関与に大きな期待を寄せていることがわかりますが、国が関与しても除染が一向に進まないことは福島県の現在の状況が実証済みです。そのため、小城市としても独自に実効的な除染の体制を整えることができないものと思われます。

結局のところ、原子力災害対策を定めるにあたっては、避難の方法だけでなく、避難後の対応（避難者の除染や放射性廃棄物の処理方法）についても定めなければ意味がありませんが、現在は避難方法だけしか定められておらず、災害対策として不十分です。

6 以上に述べてきたとおり、小城市的定める原子力災害対策計画は不十分であり、この計画では、原子力発電所の事故に対応できないと言わざるを得ません。

念のため述べると、私たちは、原子力災害対策計画の必要性を否定するものではありませんし、可能な限り良いものを作成していくべきだと思っています。しかし、いかに良いものを作成しても、原子力事故の進展の早さ、被害の大きさ、長期にわたる影響といった特性から、住民の被ばくを完全に回避することはできませんし、そもそも土地や空気、水の汚染を避けることはできません。

最も確実・有効に放射性物質からの汚染を避ける方法は、原子力発電所をやめることです。

国は、平成25年7月に新規制基準を施行し、全国の自治体に対して原子力防災対策計画の作成を求めていますが、この根本には、「原発で事故が起きた場合には被ばくするだろうし故郷も失うけれど、避難はさせるから諦めろ。」という思想が流れています。このような考えは絶対に認めることができません。

私たちは、改めて原発再稼働に強く反対し、原子力発電所をなくしていくことを国に対して求め続けます。

以上